

自治会のしおり



大阪府立池田高等学校

目 次

自治会会則.....	3
議会議事進行規定.....	6
運営委員会会則.....	9
自治会選挙規定.....	10
予算規定.....	13
※部活動援助金算出方法.....	15
決算規定.....	17
自治会部活動規定.....	18
部・同好会細則.....	20
生徒自治会の構成.....	22
部・同好会一覧.....	22

自治会会則

第1章 名 称

第1条 本会は大阪府立池田高等学校生徒自治会と称する。

第2章 目 的

第2条 会の主要目的は生徒の自主協力生活の充実をはかることである。自治会は生徒問題について積極的に行動し、種々の生徒部活動等によって学校行事に直接参画し、校長教員に対し生徒の有する思想意見を知らしめる。

第3章 会 員

第3条 本会は池田高等学校の生徒を会員とし、教員は顧問としてその指導育成にあたる。

第4章 総 会

第4条 会員全員の集会である総会は、次の場合に招集され、3分の2以上の会員をもって成立する。

1. 校長の要請があった場合
2. 議会の要請があった場合
3. 全会員の5分の1以上の多数の要請があった場合
4. 執行委員会が開会の必要を認めた場合

第5条 総会における司会は執行委員会副会長がこれにあたる。司会者は総会運営上の一切の権利と責任を有する。

第6条 総会の記録は執行委員会の書記がこれを行う。

第7条 総会は議会での議論や決議だけでは生徒の意思がはかれまいと考えられる案件について開くものとする。

第8条 総会における討論並びに表決に関しては何人も他から干渉、抑圧を受けない。また外部に責任を問われない。

第5章 議 会

第9条 議会での決議を全生徒の意志の代表とする。ただし、総会が開かれた場合はその決定が優先する。

第10条 議員の選挙は立候補制を原則とし、各クラス生徒の無記名投票の結果多数によって1名決定される。立候補がない場合はクラスで互選される。

第11条 議員の任期は半年とし、引き続き就任し得る。

第12条 議長、副議長各1名および書記2名は議員の互選によって選出される。これらの役員の任期は議員と同じとする。

第13条 議会は執行委員会から送付された議案及び議員提出の議案を審議する。議会は総議員の3分の2以上の出席がなければ、それを開き決議することはできない。ただし、議会が認めた場合ある学年の特定期間においてはこの限りでない。なお、議事進行の詳細、役員の仕事等は議事進行法において規定する。

第14条 各議員は1票の投票権を有し、原則として多数決で事を決し可否同数の場合は議長の決する所による。

第15条 議員は議会で行った討論、採決について議会外部から責任を問われない。

第16条 議会は少なくとも月に1回は開かれなければならない。又校長、執行委員長、議員の4分の1以上の各々の要求があった場合には、議長は臨時議会を招集しなければならない。

第6章 執行委員会

第17条 執行委員会は自治会行事の企画・運営を担う。

第18条 執行委員会は委員長、副委員長各2名、書記2名、会計2名及び各学年より4名ずつ選出された委員によって構成される。

第19条 委員長、副委員長、書記、会計は立候補制とし全会員により選出される。学年よりの代表は立候補とし、その学年生徒の無記名投票によって選出される。その選出方法については自治会選挙規定にて規定する。

第20条 執行委員の任期は半か年とし引き続き就任し得る。

第21条 執行委員会は少なくとも1週間に1度開かれねばならない。

第22条 執行委員会の議長は副委員長がこれにあたる。

第23条 執行委員会において執行委員は、議会から送付された事柄の整理並びに審議、執行委員より提出される議案の整理並びに議会へ送る準備を行う。

第24条 執行委員会は議会の決定に不満を有する場合、その理由を添えて議会に再審議を要求することができる。ただし、再審議の結果要求が否決された時には、執行委員会はその決定に従わなければならない。

第25条 執行委員会は議会の決議に基づき、自治会の実際の活動の指導ならびに管理にあたる。

第26条 執行委員会は、運動委員会、文化委員会、厚生委員会、会計委員会及び部活動代表者を統括し、各学級係員と各部活動における代表者の協力を得て、実際活動にあたる。各学級において、運動委員男女2名、文化委員2名、厚生委員男女2名及び会計委員2名を選出し、それぞれの会の活動に関し積極的に協力する。

第27条 執行委員長は必ず議会に出席し、他の委員は必要に応じて出席する。そして議員の要求により提出議案の説明及び質問に答えなくてはならない。ただし、投票権は有しない。

第28条 書記は次の完全正確な記録をとる責任を有する。

1. 会則、規約の修正
2. 委員名簿
3. 総会、議会、執行委員会及び部活動代表者会の記録
4. 書簡

第29条 会計は各クラス及び各部活動の活動費使用の指導にあたる。

第30条 執行委員長並びに会計は全会員に対し、諸報告の発表を行わなければならない。

第7章 部活動代表者会

第31条 執行委員会は教員顧問と協議の上、自治会部活動規定にのっとり、部活動代表者会を主催する。

第32条 部活動代表者会は全部活動・同好会の活動状況の調査を行い、又お互いの部活動・同好会の運営を円滑ならしめるための種々の問題に関し協議する。ただし、決議は議会にかける。

第8章 運営委員会

第33条 運営委員会の目的は、体育祭・承風祭の行事を円滑に行うためにある。

第34条 運営委員会は委員会内部の規律及び事務処理に関する事項についての規則を定める権限を有する。

第35条 各委員は執行委員会と協力して任務を遂行し、会則及び特別に定める規則のみに拘束される。

第36条 運営委員会は執行委員及び有志の自治会会員から構成される。委員は互選により運営委員長を決定する。

第37条 本委員会は運営委員会通信で活動状況を報告しなければならない。

第38条 運営委員会の詳細は運営委員会会則において規定する。

第9章 財 政

第39条 会費は年額 1700 円とする。

第40条 財政については、予算規定及び決算規定にのっとりて執行する。

第41条 執行委員会は会計帳簿を検査する。

第10章 教 員 顧 問

第42条 議会、執行委員会には教員顧問が出席する。

第43条 教員顧問は発言権を有し種々の勧告をなす。ただし、投票権は有しない。

第11章 最 終 決 定 権

第44条 生徒自治会の活動行事に対する最終決定権は学校長がこれを保留する。ただし、自治会各機関の人事に対しては最終決定権を認めない。

第45条 本会会則に対する修正案は書式により議会に提出する。

第46条 修正案の是認は、議会において出席議員の3分の2以上で可決され、次に全会員の無記名投票において、4分の3以上の賛成を得、最後に校長より是認せられて初めて成立する。

昭和 26 年 2 月 20 日制定

昭和 40 年 2 月 8 日一部修正

昭和 43 年 2 月 29 日一部修正

昭和 59 年 2 月 23 日一部修正

平成 18 年 10 月 1 日一部修正

平成 29 年 11 月 2 日一部修正

平成 31 年 3 月 20 日修正

議会議事進行規定

第1章 役員

第1条 議会の役員は次の通りとする。

1. 議長
2. 副議長
3. 書記

議長、副議長、書記は全議員の互選によって選出される。

第2条 議長は議場の秩序を維持し、議事を整理し、議会の代表者となる。

第3条 副議長は議長を補佐し、議長が欠けた場合にはその職務を代行する。

第4条 書記は議会の完全な議事録を取るとともに、議事運営の諸種の事務を行う。

第5条 議長、副議長がともに欠けた時、議会は仮議長を選出する。ただし、議長または副議長は事前に仮議長を指名し得る。また第1回の議会において、議長が未決の時、前の議会役員が代行する。ただし、書記は後任が承認されるまでその職務を代行できる。

第6条 議会が役員態度及び行動に対して不満がある時、出席議員の3分の2以上の賛成をもって、これを不信任することができる。不信任された役員はその職務を続けることができない。

第7条 外部より議会に参加することのできる役員は次の通りである。

1. 自治会執行委員
2. 各部部长

以上1. の役員は執行委員会を、2. の役員は各部をそれぞれ代表して、議会において意見を発表し討論に参加することができる。ただし、採決に参加することはできない。

第8条 会計、書記、及び執行委員は、議会の要求に応じて、提出議案及び報告事務について説明し、また質問に答えることができる。ただし、討論及び採決に参加することはできない。

第2章 議事

第9条 議会は原則として月に1回開かれ、議員の招集は議長が行う。

第10条 議会は全議員の3分の2以上の出席がなければ成立することができない。ただし、議会が認めた場合、ある学年の特定期間においてはこの限りではない。

第11条 議員は会議中定められた議席に着席していなければならない。又、無断で席をはなれることはできない。

第12条 議事進行の順序は次のとおりとする。

1. 開会
2. 出欠席点呼
3. 旧議事
4. 新議事
5. 閉会

第13条 開会時刻になれば、議長は開会を宣言し、書記が出欠点呼を行う。もし3分の2以上の出席がなければ議長は流会を宣言する。

第14条 議会における議題の審議は、前回持越し議案を先とする。

第15条 閉会は議員中より閉会の動機が提出され賛成を受けて後、議長がこれを宣言する。閉会後は、発言及び動機の提出は行うことができない。新しい動議が提出された時は、その審議が終わるまで

閉会することはできない。

第16条 閉会の時刻になれば、議長は会議の中止又は延期を宣言する。審議未了の問題は、旧議事として次回に持ち越される。閉会を延期したい時は議員の賛成を得なければならない。

第17条 全ての審議が終れば閉会の時刻のいかんにかかわらず、閉会することができる。

第3章 動 議

第18条 議員が議会において審議したい問題を持つとき、これを動議として提出する。

第19条 動議は少なくとも1名の支持を必要とする。支持者がない場合には、動議は議案とならない。

第20条 執行委員会は、その決定を議案として議会に提出できる。この場合には支持者を必要としない。

第21条 動議に対する採決案は次の3とする。

1. 反対案
2. 一部修正案
3. 賛成案

第22条 賛成案が通過したときは、動議がそのまま議決となる。一部修正案が可決すれば修正案が提出される。提案には支持者を必要としない。修正案に対する採決は提出順とする。

第23条 一度成立した議案に対して異議のある場合は、再審議要求できる。再審議の動議は必ず理由をそえて提出され、またその議決の成立直後に提出することはできない。再審議の動議に対する採決は討論を行わねばならない。再審議は一度しかすることができない。

第24条 緊急を要する動議はいかなる場合に出してもよく、支持を必要としない。又、採決は討論を行わずに行わねばならない。ただし、緊急動議の提出は、次の問題に限る。

1. 会議の中止又は延期及び休憩の動議
2. 議会の各役員の不信任の動議
3. その他の議事進行に関する動議

第25条 議案の撤回を希望するときは、議会の賛成を必要とする。但し、動議の撤回は賛成を必要としない。

第4章 討 論 及 び 採 決

第26条 議会において発言するときは、議長の許可を得なければならない。

第27条 発言は必ず起立して行うものとし、また人の発言中に発言してはならない。

第28条 討論は審議中の議題に関するもののみに限られ、議題の審議に関係なき発言があれば、議長がこれを禁ずることができる。ただし、議事進行に関する発言はいつ言ってもよく、また議長は必ずこれを取り上げねばならない。

第29条 質問または討論が継承中でも、議長がその主意の発表を終わったと認めたときは、中止を宣言できる。

第30条 議会において、議員以外で発言権を有する者は、第7条及び第8条に掲げる役員に限る。

第31条 自治会執行委員は、議会の討論に自由に参加できる。ただし、議会内部の問題については、発言できない。

第32条 議会において発言権を有しないものが自己の関係する問題についての説明及び質問に対する解答を欲する時は、議会の過半数の承認を必要とする。

第33条 議長は議長席について議案に対して意見を述べることができない。意見を述べたい時は、自己の議席に戻って発言し、その問題に関する採決が終るまで議長席につくことはできない。

第34条 議案についての討論が十分行われれば議長は採決に関しての異議申し立ての有無を問う。異議

がなければ採決を行う。

第35条 表採決は原則として挙手又は起立によって行われるが、無記名投票が要求されるか、あるいは議長が必要と認めたとき、議長はこれを行わねばならない。

第36条 投票が行われるときは、議長は書記に投票用紙を配布させる。開票には、議長が議員中より2名の立会人を選ばなければならない。議長は開票の結果、可否同数の時1票を投ずることができる。なお、棄権が過半数をしめる場合は再び討論及び採決をしなければならない。

第5章 議 事 録

第37条 議事録には次の事項を記載する。

1. 欠席クラス及びその他の出席者名
2. 開会、開会中止に関する事項
3. 議事内容
4. 表決内容及び結果

第38条 議事録は、自治会会員が公開を要請した場合、公開しなければならない。ただし、議長はその際管理上の責任を負う。

第39条 議事録に異議があれば訂正されるかまたは審議申し立ての取消しがあるまで承認されることはない。

第6章 規 律

第40条 議長は議会内の規律をまもって円滑に議事進行を行う。

第41条 議員は当日開会時まで、議場に参集しなければならない。また、理由なくしては欠席する事はできない。ただし、ある学年の特定期間においては、この限りではない。なお、いかなる場合にも議員は代表人を立てる事はできない。

第42条 議員は会議中静粛を旨とし、議場の秩序を乱す事があれば議長により退場を命ぜられる事がある。

第43条 議員は会場に列する時は、品位を保ち議会の名にかかわる行為があれば全議員の4分の3以上の賛成のもとに除名されることがある。

第7章 補 則

第44条 この規定に定められない議事進行についての事項は、議長の決する所による。ただし、議長は議会にはかって決することができる。

第45条 この規定の修正は議会において3分の2以上の賛成があれば修正できる。

昭和26年10月15日制定

昭和38年2月8日一部修正

昭和39年2月23日一部修正

昭和59年2月23日一部修正

平成31年3月20日修正

運営委員会会則

第1章 総 則

- 第1条 本校自治会会則第8章に定められた運営委員会の事務処理に関する事項についての手続きは、この会則の定めるところによる。
- 第2条 本委員会は会則第8章第33条によって定められたように、体育祭・承風祭の行事を円滑に行う。

第2章 委員、委員長、副委員長及び書記

- 第3条 本委員会の委員の選出は会則によるものである。
- 第4条 委員長の選出は、会則第8章第36条によるものとする。
- 第5条 委員長は、学校側から協議もしくは依頼された場合、及び3分の1以上の委員の要請があった場合、及び委員長が必要を求めた場合に、委員会を招集する。
- 第6条 委員長は、常に執行委員会との連絡、及び委員相互の意見の交換につとめる。
- 第7条 委員長は、委員会の運営が円滑に行われるよう責任をもってつとめる。
- 第8条 委員長は運営委員会の議長となる。
- 第9条 副委員長は2名とし、委員長の指名によって選出される。
- 第10条 副委員長は、委員長の補佐をする。
- 第11条 書記の定員は2名とし、委員長の指名によって選出され、行事の記録及び運営委員会通信の作成にあたる。ただし、委員長及び副委員長は書記となることができない。
- 第12条 本委員会は、全委員の過半数の出席があれば成立する。

第3章 活動状況の報告

- 第13条 本委員会は会則第8章第37条により運営委員会通信で活動状況を報告しなければならない。

第4章 本規則の修正

- 第14条 本規則の修正案は、委員より提出され、議会で3分の2以上の多数決をもって承認され、そのときより適用される。

平成18年4月24日制定

平成31年3月20日修正

自治会選挙規定

第1章 総 則

第1条 この選挙規定は、池田高等学校生徒自治会役員選挙を、生徒の自主的良心的な精神に基づいて、円滑に実施するために規定されたものである。

第2条 この選挙規定は本自治会の執行委員会委員長、副委員長、書記、会計、学年委員の選挙に適用される。

第3条 この選挙規定でいう役員は執行委員会委員長、副委員長、書記、会計、学年委員とする。

第4条 本自治会各役員の定数は次のとおりである。

執行委員会においては、委員長は1名、副委員長は2名、学年委員は各学年より4名、書記2名、会計2名とする。

第2章 選挙管理委員会

第5条 本自治会役員選挙の準備並びに、管理には、選挙管理委員会がこれにあたる。選挙管理委員は、学級内で選出された各学級1名とし、議会議員及び諸委員の選挙を行う。また、選挙管理委員長は、委員会内で互選する。選挙管理委員の任期は1年とし、引き続き就任し得る。

第6条 選挙管理委員会は、次の事項を行う義務と権限を有する。

- (1) 選挙管理委員会の成立後、3週間以内に次回自治会役員全ての選挙を終了すること。
- (2) 選挙管理委員会の成立後、直ちに選挙に関する事項の期日予定を公表すること。
- (3) 前項の期日予定においての役員の立候補届け期間は、3日以上7日以内とすること。役員選挙はその期日の予定の公表後、少なくとも1週間後に行わなければならない。
- (4) 立候補の名前、政見等を選挙人に徹底させるために種々の告示、立会演説会を行うこと。
- (5) 選挙運動において秩序を保持するよう監督すること。
- (6) 選挙人名簿を作成すること。
- (7) 投票の管理を行うこと。
- (8) 開票を行うこと。
- (9) 開票結果を開票終了後、直ちに公表すること。

第3章 選挙権及び被選挙権

第7条 本自治会の全会員はこの選挙規定に規定する選挙に関して選挙権を有する。

第8条 (1) 執行委員会委員長、副委員長、書記、会計、学年委員の被選挙権は自治会の全会員がこれを有する。

(2) 全会員はそれぞれ所属する学年の執行委員に立候補し選挙される権利を有する。

(3) 各会員はそれぞれの所属する学級において議会議員に立候補し選挙される権利を有する。

第4章 立 候 補

第9条 執行委員会委員長、副委員長、書記、会計、学年委員の立候補者は選挙管理委員会が公表する立候補受付期間中に選挙管理委員会に届け出なければならない。

第10条 何人も同時に2種の役員の候補者となることはできない。

第11条 選挙管理委員は在職のままでは立候補することはできない。

第5章 投 票

第12条 選挙は無記名投票によって行われる。

第13条 選挙人は各役員の選挙においてそれぞれ1票ずつ投票を行う。

第14条 投票の管理は一切選挙管理委員会があたる。

第15条 投票用紙の交付は選挙当日に投票所において行わなければならない。投票用紙の様式は選挙管理委員会が決定する。

第16条 選挙人は自己が投票した被選挙人の名前を陳述することを強要されない。

第17条 投票所には選挙管理委員でないものは投票をする以外は無断で立ち入ることはできない。

第6章 開 票

第18条 開票の管理には選挙管理委員会がこれにあたる。

第19条 開票は投票が全部終わった後、その当日あるいは翌日のうちに行わなければならない。

第20条 投票の効力の有無の認定は選挙管理委員会によって行われる。選挙管理委員会は投票の効力の有無の認定にあたっては投票者の意志がはっきり現れているものはできるだけ有効と認めるように努めなければならない。

第21条 次の各事項に該当する投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの。
- (2) 候補者でない者や、候補者となることのできない者を書いたもの。
- (3) 他事を書いたもの、ただし、候補者が所属する学年、学級、クラブ、住所、敬称の類は許可されるものとする。
- (4) 一役員の選挙において2人以上の候補者に投票したもの。
- (5) だれの名前を書いたものか判定のつかないもの。

第22条 本自治会員あるいは顧問で開票を参観したいものは選挙管理委員会の許可を得て参観をすることができる。参観者は開票を妨げるような行為を行った時には選挙管理委員会によって退場を命ぜられることがある。

第7章 当 選 人

第23条 各役員の候補者は次の場合当選人となることができる。

(1) 執行委員会委員長の場合

1 立候補者が複数ある時は、全会員の8分の3以上の多数の票を得たもの。8分の3以上の多数票を得たものが、2名にあたる場合には票数の多いほうが当選人となる。この2名の獲得数が等しい場合にはこの2名について決選投票を行い投票数の多いほうが当選人となる。

2 立候補者が1名の時は、信任投票を行い投票総数の過半数の信任を得た場合当選人となる。

(2) 執行委員会副委員長、書記、会計の場合は最大多数の票を得た者それぞれ2名。

(3) 学年委員の場合は各学年の最大多数の票を得たそれぞれ2名。

第24条 立候補届出期日になっても立候補の数がそれぞれの役員の定員の2分の1に満たない場合にはそれ等の候補者は無投票で当選人となることができる。

第25条 立候補者届出期日になっても、執行委員長の候補者がいない時、及び、各々の役員の候補者の数がそれぞれの役員の定員の2分の1に満たない場合には、選挙管理委員会は、当該役員の立候補受付期日を5日以内、延期しなければならない。ただし、議会議員の選出においては、立候補者がなくても選挙を実施することができる。

第8章 選挙運動

- 第26条 選挙運動は立候補届出後選挙の前日までの間に行われる。
- 第27条 選挙管理委員は在職のままではいかなる選挙運動もすることができない。
- 第28条 ポスター、演説会等、諸選挙運動に関する制限は必要に応じて選挙管理委員会が規定する。
- 第29条 各候補者は選挙管理委員会管理のもとに政見発表放送をすることができる。

第9章 補 則

- 第30条 補欠選挙は執行委員長、執行委員会委員のいずれかが定員に充たなくなった場合に行う。
- 第31条 会則が規定する議会解散後の議会議員選挙並びに前条に規定する補欠選挙は今までこの選挙規定に規定してきたそれぞれの方法に準じて行われる。
- 第32条 各役員の任期は当選日から起算するものとする。
- 第33条 この選挙規定は修正案が書式で議会に提出され議会において3分の2以上の多数で可決されれば修正される。
- 第34条 この選挙規定は平成31年度前期自治会の役員選挙より効力を発する。

昭和26年度制定
昭和31年度後期一部修正
昭和42年度後期一部修正
昭和45年度前期一部修正
昭和56年度前期一部修正
平成31年3月20日修正

予 算 規 定

第1章 予 算 の 決 定

第1条 部活動援助金予算の決定は前年度後期においてこれを行う。

第2条 執行委員会会計は自治会各部に予算要請書、会計報告書を提出させる。また、予算要請書には見積書等を添付させる。

第3条 (1) 執行委員会会計は各部から個別に要請書に関して説明を受けなくてはならない。

(2) 個別説明は各部会計担当者または代表者のみ行うことができる。

第4条 執行委員会会計は各部の前々年度からの予算要請書、会計報告書を参考にし、各部が提出した予算要請書と個別説明を審議し、各部と予算要請額を協議し、決定しなければならない。また必要と認められた場合には前述の書類を再提出させることができる。

第5条 執行委員会会計は必要により当年度の部活動援助金の執行状態を調査、追求することができる。その結果は翌年度の議会に報告しなければならない。

第6条 執行委員会会計は部活動援助金算出方法※にのっとり、部活動援助金予算原案を作成する。

第7条 (1) 執行委員会会計は第6条に基づく部活動援助金予算原案を議会に提出する。

(2) 議会は部活動援助金予算を決定する前に一度招集され、執行委員会会計から予算に関する書類、及び説明を受け、クラスに報告し、クラスの承諾を確認しなければならない。

(3) 部活動援助金予算原案は議会において出席議員の3分の2以上の承認をもって予算となる。ただし議会は修正権を有しない。

第8条 自治会予算の決定は前年度の決算報告書が学校から提出された後、直ちに行う。

第9条 (1) 執行委員会会計は総務費予算原案と第6条に基づく総部活動援助金予算原案から成る自治会予算原案を議会に提出する。

(2) 議会は予算を決定する前に一度招集され、執行委員会会計から予算に関する書類、及び説明を受け、クラスに報告し、クラスの承諾を確認しなければならない。

(3) 自治会予算原案は議会において出席議員の3分の2以上の承認をもって予算となる。ただし議会は修正権を有しない。

第10条 議会が自治会予算原案について不承認のとき、その理由に基づいて、執行委員会会計は再び審議し、議会に再提出しなければならない。

第2章 予 算 の 公 表

第11条 予算は議会承認された日から1週間以内に全会員に公表されなければならない。

第3章 修 正

第12条 本規定の修正は議会において出席議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第4章 附 則

第13条 この規定は平成31年度自治会より効力を発する。

昭和22年度制定
昭和32年10月29日一部修正
昭和35年度後期一部修正

昭和 55 年 11 月 5 日一部修正

昭和 60 年 5 月 14 日一部修正

平成 31 年 3 月 20 日修正

※部活動援助金算出方法

例を使って解説する。

例 援助金総額は 237,600 円、基準額は 10,000 円とする。

A部は部員 30 人で、154,000 円要求した。

B部は部員 20 人で、82,000 円要求した。

C部は部員 20 人で、46,000 円要求した。

D部は部員 5 人で、10,000 円要求した。

(1) ①基準額が 10,000 円なので、まず全部活動に 10,000 円を配分する。

②D部については、要求額が 10,000 円と基準額以下なので、10,000 円がそのまま援助額となり、この後の(2)①～②の式は除外する。

③基準額をA～D部へ配分したので、残りの援助金総額は 197,600 円となる。

ここから先は基準額配分後の 197,600 円を援助金総額とする。

さらに、A部の要求額 = $154,000 - 10,000 = 144,000$

B部の要求額 = $82,000 - 10,000 = 72,000$

C部の要求額 = $46,000 - 10,000 = 36,000$ とする。

(2) ①「平均負担割合 (K)」を求める

$$K = \frac{\text{要求総額} - \text{援助総額}}{\text{援助総額}} = \frac{252,000 - 197,600}{197,600} = \frac{54,400}{197,600} = \frac{68}{247} = 0.2753\cdots$$

$K = \frac{68}{247}$ とでたが、このまま計算を進めていくとA～Dの各部に配分できる援助金の総額が援助できる総額の 237,600 円より少なくなってしまう。援助できる 237,600 円を全額使うために、ここでは $\frac{68}{247}$ ($0.2753\cdots$) より少し小さい $\frac{1}{4}$ (0.25) を使うことにする。ここまではA・B・Cの各部共通。

②「要求水準 (X)」を求める

$$X = \frac{\text{その部の1人あたり要求額}}{\text{全部活動合計での1人あたり要求額}}$$

分母の「全部活動合計での1人あたり要求額」はA・B・Cの各部とも共通であるべき数字なので、先に分母を計算しておく。

$$\begin{aligned} \text{分母(全部活動合計での1人あたり要求額)} &= \frac{\text{A部の要求額} + \text{B部の要求額} + \text{C部の要求額}}{\text{A部の人数} + \text{B部の人数} + \text{C部の人数}} \\ &= \frac{144,000 \text{ 円} + 72,000 \text{ 円} + 36,000 \text{ 円}}{30 \text{ 人} + 20 \text{ 人} + 20 \text{ 人}} = \frac{252,000 \text{ 円}}{70 \text{ 人}} = 3,600 \text{ 円} \end{aligned}$$

A・B・C各部それぞれの「要求水準 (X)」を求める

A部の場合

$$X = \frac{\text{A部の1人あたり要求額(要求額} \div \text{人数)}}{\text{全部活動合計での1人あたり要求額}} = \frac{144,000 \text{ 円} \div 30 \text{ 人}}{3,600 \text{ 円}} = \frac{4,800}{3,600} = \frac{4}{3}$$

B部の場合

$$X = \frac{\text{B部の1人あたり要求額(要求額} \div \text{人数)}}{\text{全部活動合計での1人あたり要求額}} = \frac{72,000 \text{ 円} \div 20 \text{ 人}}{3,600 \text{ 円}} = \frac{3,600}{3,600} = 1$$

C部の場合

$$X = \frac{\text{C部の1人あたり要求額(要求額} \div \text{人数)}}{\text{全部活動合計での1人あたり要求額}} = \frac{36,000 \text{ 円} \div 20 \text{ 人}}{3,600 \text{ 円}} = \frac{1,800}{3,600} = \frac{1}{2}$$

(3) ①式の代入

$$\text{援助額(2次配分額)} = \frac{\text{要求額}}{KX + 1} \quad \text{の式に代入}$$

$$(2) \text{より} \quad K = \frac{1}{4} \cdot \text{A部の} X = \frac{4}{3} \cdot \text{B部の} X = 1 \cdot \text{C部の} X = \frac{1}{2}$$

A部の場合

$$\text{援助額(2次配分額)} = \frac{144,000}{\frac{1}{4} \times \frac{4}{3} + 1} = \frac{144,000}{\frac{4}{12} + \frac{12}{12}} = 108,000$$

B部の場合

$$\text{援助額(2次配分額)} = \frac{72,000}{\frac{1}{4} \times \frac{4}{4} + 1} = \frac{72,000}{\frac{4}{16} + \frac{16}{16}} = 57,600$$

C部の場合

$$\text{援助額(2次配分額)} = \frac{36,000}{\frac{1}{4} \times \frac{1}{2} + 1} = \frac{36,000}{\frac{1}{8} + \frac{8}{8}} = 32,000$$

② 2次配分額+基準額(10,000円) の合計が援助金となる

A部の場合 10,000円+108,000円=118,000円

B部の場合 10,000円+ 57,600円= 67,600円

C部の場合 10,000円+ 32,000円= 42,000円

D部の場合 要求した10,000円を全額援助する

平成31年3月20日制定

決 算 規 定

第1章 決 算 の 審 議

- 第1条 部活動援助金決算の審議は前期自治会においてこれを行う。
- 第2条 執行委員会会計は前年度の各部の部活動援助金予算の使用を調査しなければならない。
- 第3条 第2条の結果は決算報告書を作成し、議会に書式をもって報告しなければならない。
- 第4条 執行委員会会計は各部代表者または会計担当者呼び出して質問することができる。呼び出された部はそれに応じなければならない。
- 第5条 部活動援助金使用において不正行為が発見された場合、執行委員会会計は自治会顧問教員3人以上を交えた執行委員会を開きその部に対する処置を決定する。ただし、執行委員会において解部指令の決定をした場合はその決定を書式により議会に提出し議会がそれを可決した後解部指令は成り立つものとする。
- 第6条 執行委員会会計は決算の審議の対象を部活動援助費のみにとどめる。
- 第7条 決算の審議は毎年6月末日までに終了しなければならない。

第2章 決 算 の 公 表

- 第8条 執行委員会会計は自治会費決算を学校から報告された後、直ちに議会で報告しなければならない。自治会費決算は議会で報告されてから1週間以内に全会員にその結果を報告しなければならない。

第3章 修 正

- 第9条 本規定の修正は議会において3分の2以上の賛成を必要とする。

第4章 附 則

- 第10条 この規定は平成31年度自治会より効力を発する。

昭和32年10月29日制定

平成31年3月20日修正

自治会部活動規定

前 文

われわれ池田高校生は部活動により、個々の長所を伸長するとともに深い友情、忍耐、寛容の精神を涵養し、更に社会生活の一端を体得せんとするものである。しかしその活動過程において、部活動部員が互いに励まし合い助け合いつつ同一目的に向って団結しその道を切り開いて進む事がなければ、部活動の意義が半減する。部活動部員すべては、この趣旨にそって行動すべきである。以上のごとく高等学校生活にとって有意義な部活動維持のため、更にその発展のために、ここにこの規定を作成するものである。

第1章 総 則

第1条 (目的)

この規定の目的は、大阪府立池田高等学校生徒自治会の認める各部に秩序、計画を持たせ、又低調なる場合において奮起を促し、また各部を規制し、ひいては学校生活により有意義ならしめんとするものである。

第2条 (適用範囲)

この規定は、池田高等学校生徒自治会が、正規手続き(第6条)を経て認めた部・同好会に適用されるもので、いやしくも各部の運営上の権利に何ら干渉するものではない。

第3条 (部活動及び同好会の定義)

ここで述べる部活動・同好会とは、池田高等学校生徒により組織せられた団体を言い、その団体は自治会の正式手続き(第6条)を経たものである。ただし、同好会は、池田高等学校の名を公にする時や対外的活動をする場合は、そのつど池田高等学校自治会の承認を得なくてはならない。

(同好会規定)

1. 同好会は学校内における生徒の文化・運動を高めるための同好の者の集まりとし、必ずしも部になる前提を意味しない。
2. 同好会には生徒自治会の予算および部室は与えられない。宿泊を伴う活動は認められない。
3. 同好会の顧問は推戴制とし、顧問と同好会員5名以上をもって同好会設立願いを議会に提出し、承認されなければならない。
4. 同好会が発足し、1年6か月間継続して部員が加入している状態で、5名以上かつ運動部に関しては、競技ルールの定員を満たしている場合、同好会から部に昇格できる。
5. 顧問が不在となった場合および同好会員がいなくなった場合は、その同好会は自動的に消滅する。
6. 同好会全般の指導、調整、連絡は自治会係が行う。

第2章 各部活動状況の調査

第4条 部活動代表者会は次の人事をもって構成される。各部の代表者1名ずつ、自治会執行委員(ただし、運営に関して自治会執行委員が全責任を負う。又、議決に関しては、各部の代表者のみが議決権を有する。)

第5条 各部は上記に掲げたことのほか、各部1回以上、報告するものとする。

第3章 雑 則

第6条 新しい部活動の結成に関しては同好会発足後1年6か月年間継続して部員が加入している状態、かつ運動部に関しては競技ルールの定員を満たしている場合、昇格の意思があれば議会に提出し、承認されねばならない。

第7条 部員が存在せず休部状態となった翌年度から2年間継続して部員の入部がない場合、廃部について自治会執行委員会が議会に提出し承認されれば廃部となる。

第4章 修 正

第8条 この規定の修正は議会の3分の2以上の承認を得なければならない。

第5章 附 則

第9条 この規定は平成31年度前期自治会より適用される。

昭和29年9月5日制定
昭和31年度後期一部修正
平成31年3月20日修正

部・同好会細則

1、活動時間について

①授業のある期間

5時活動終了、5時半完全下校とする。ただし、延長が認められた場合、6時活動終了、6時半完全下校とする。なお、午前中授業の日の活動延長は認めない。

②早朝・昼休みの活動について

原則として活動禁止とする。ただし、特別の場合、顧問の付き添いがあれば活動は認められる。ただし早朝練習は、7時15分から8時15分とする。

③土日祝及び、授業のない期間

活動時間は原則、9時から5時とする。ただし、活動内容や天候に応じて、顧問の裁量で時間を変更することができる。

④新入生の活動について

4月末までを仮入部期間とし、入部届を出さずに練習に参加できる。ただし、活動は平日の5時までとする。入部届が提出された時点で、入部を認めるが、入学式後10日までは原則、活動の延長、休日の活動は認めない。

(注意) ・下校時刻を守らない部・同好会に対しては活動停止とする。
・緊急な場合は、近くの先生および顧問に連絡する。

2、定期考査前、考査中の活動について

考査一週間前、考査中の活動は原則として禁止する。ただし、次の場合は活動が認められる。公欠が認められる行事が考査期間中または考査直後に行われる場合、顧問が必要と認めたものにつき、行事が行われる日の2週間前からの活動を認める。

3、活動の諸届について

・部活動延長届、休日部活動届、早朝部活動届、校外活動・行事届

(上記の4種類の届は、いずれも3日前までに顧問を通じて自治会系の先生のチェックを受け、教頭先生へ提出すること。)

4、部更衣室について

- ・授業のある日の部更衣室の使用は、始業前、昼休み、放課後のみとする。
- ・部更衣室の鍵は常に顧問のところで管理してもらい、開錠後直ちに返却すること。校外への持ち出しは厳禁する。
- ・月1回は必ず大掃除をすること(全校大掃除の当日または翌日にすること)。

(注意) 上記事項を守らない場合、部更衣室使用を禁止する。

5、貴重品の管理について

各部、同好会で管理し、盗難防止に務めること。

6、学校備品の使用について

机・椅子などを利用する場合は、事前に顧問と相談し、関係の先生に申し出ること。また、後片付

けは責任を持って行うこと。

7、部活動援助費について

援助金の執行申請は、顧問の先生にしてもらうこと。

8、雨天時の練習について

校舎内のランニング及びボール類の使用、ラケット、バット、竹刀の素振りは禁止する。

9、合宿等、宿泊を伴う活動について

詳細は顧問会議を通じて職員会議で決定する。

10、その他

- ・部・同好会の顧問は推戴制とする。各部・同好会は期日までに顧問を推戴すること。期日は別途指示する。
- ・顧問を推戴できなかった部・同好会は顧問を推戴できるまで活動できない。
- ・部・同好会の入退部に際しては、所定の用紙（入部届、退部届）を顧問に提出すること。
- ・部長及び主将の交替時は特に顧問との連絡を密にし、その旨を自治会系の先生まで申し出ること。
- ・休日活動の際、前もって校舎内での活動が認められている部・同好会以外はいっさい校舎内に入らないこと。（やむを得ない事情のある場合は、顧問の先生の立ち会いを得ること。）
- ・実力考査等、一学年でも授業または考査などが行われている場合、原則的にそれが終了するまで部室を使用したり、活動を始めたりしないこと。
- ・体育祭、文化祭前の活動及びグラウンドの使用については、自治会系の指示に従うこと。
- ・球技大会の予定されている学期末考査終了日の部活動開始時刻は、球技大会の練習の届がある場合、午後1時以降とする。
- ・学校行事、特教活実施日の活動は、自治会系の指示に従うこと。

平成 14 年 3 月 14 日修正

平成 15 年 3 月 13 日部分修正

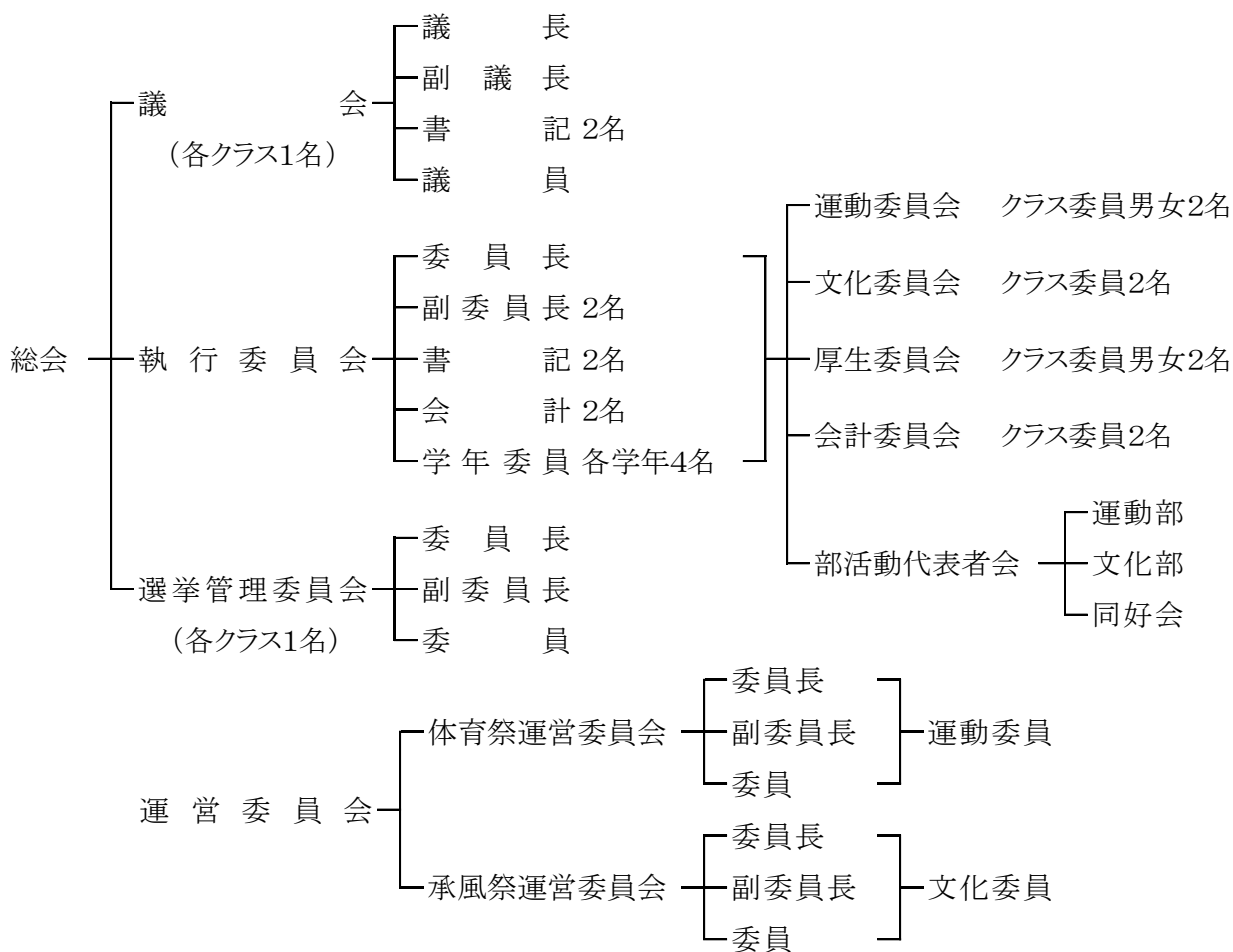
平成 19 年 3 月 7 日部分修正

平成 25 年 3 月 19 日部分修正

平成 29 年 4 月 3 日部分修正

平成 31 年 3 月 20 日修正

生徒自治会の構成



部・同好会一覧

(文化部)		(運動部)	(同好会)
文	藝	陸	マジック同好会
美	術	硬式野球	国際文化交流同好会
放	送	サッカー	
書	道	水泳	
茶	道	男子バレーボール	
吹奏	楽	女子バレーボール	
漫画研究会	楽	アメリカンフットボール	
軽音楽	学	硬式テニス	
化学	文	ソフトテニス	
天文	真	男子バスケットボール	
写真	劇	女子バスケットボール	
演園	芸	バドミントン	
囲碁将棋	棋	剣道	
		合気道	
		ダンス	
		卓球	
		女子ソフトボール	
		男子ハンドボール	

平成 31 年 3 月 20 日現在